

高額療養費・付加金の支給申請について(低所得者向け)

※低所得者区分を適用する場合は、別途「高額療養費低所得者控除申請書」の申請が必要となります。

①高額療養費

医療機関等の窓口でのお支払いが下記自己負担限度額を超過した場合にご請求いただけます。

※自己負担限度額は、保険診療分に係るもののみであり、食事療養費・差額ベッド等の自費分は除きます。

【1カ月当たり的高額療養費の自己負担限度額】

〈70歳未満〉	医療機関ごと(入院・外来別) / 医科・歯科別
オ (被保険者が住民税非課税等)	35,400円 (多数該当：24,600円)

※同一月・同一世帯で、保険適用の自己負担額が1件21,000円以上のものが2件以上あり、それらを合算した額が上記自己負担限度額を超えた場合、合算高額療養費としてご請求いただけます。

〈70歳以上〉	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
Ⅱ (被保険者が住民税非課税等)	8,000円	24,600円
Ⅰ (年金収入80万円以下)		15,000円

②付加金

※上記①高額療養費に該当していなくても、下記金額を超過していればご請求いただけます。

※上記①高額療養費に該当する場合、①高額療養費が先に計算されます。

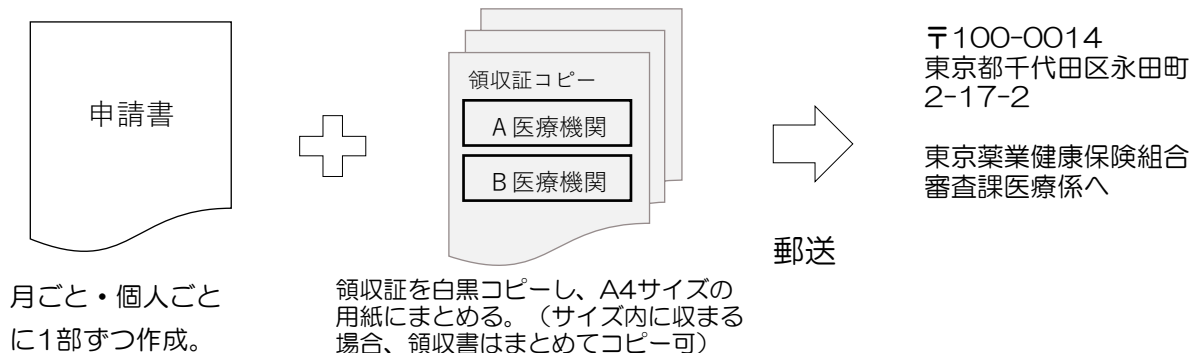
28,000円以上/月ごと

※70歳未満の被保険者・被扶養者の方は個人ごと、70歳以上の被保険者または被扶養者が含まれる世帯は世帯全体

【請求方法】

「高額療養費・付加金支給申請書」に「領収証のコピー」を添付してご請求ください。

※領収書はA4サイズでコピーをお願い致します。A4サイズ内に収まる場合、領収書を複数枚まとめてコピーしていただけます。



- ❖ 対象となる金額は、保険診療分に係るもののみであり、食事療養費・差額ベッド等の自費分は除きます。
- ❖ 自治体等の医療費助成を受けている方は、還付を受けた金額が分かる写しを併せてお送りください。
なお、還付を受けた額によっては付加給付に該当しない場合があります。
- ❖ 同月内の保険診療費は、別疾病・別医療機関であってもすべて足してご請求いただけます。
- ❖ ご請求の郵便費用等は実費負担となります。
- ❖ 請求権の時効は2年です。(起算日：診療月の翌月1日、又は支払いが翌月以降の場合は、支払日の翌日)

審査課医療係 ☎ 03 (3581) 1676